

4 【調査項目3】 諸外国における遠隔教育の質保証

4.1 調査目的

諸外国で遠隔教育の質保証が、地域・国家レベルや州・自治体レベル、または個々の高等教育機関においてどのような方法で取り組まれているのかを明らかにする。前章が通信制と通学制の法的区分および認証評価に関する記述であるのに対し、この章では、地域・国家レベルや機関・プログラムレベルでの任意的な質保証の取組みについて紹介することを目的とする。

4.2 調査方法

欧州諸国、英国、アメリカ合衆国、オーストラリア、韓国、タイ、それぞれの国において、文献調査を行うと同時に、1 グループ 2 名で調査対象となった大学を訪問し、聞き取り調査を行った。また、高等教育の質保証に関する会議や、ICT 活用教育の実践者や研究者が多数集まる会議³⁾において、その地域における遠隔教育の質保証の議論が最もよくなされるため、米国で最大規模のオンライン教育の会議である Sloan-C、英国で最大規模の高等教育におけるICT活用教育の国際会議である ALT-C、豪州で最大規模の高等教育におけるICT活用教育の国際会議である ASCILITE などの国際会議から、関連文献を収集して分析した。

4.3 調査対象

欧州諸国、英国、アメリカ合衆国、オーストラリア、韓国、タイにおける政府・任意団体による遠隔教育の質保証と機関・プログラムレベルにおける遠隔教育の質保証の取組み。

4.4 調査結果

(1) 欧州における遠隔教育の質保証

(ア) ボローニャ宣言

欧州においては、1999 年に「ボローニャ宣言」が EU15 カ国を含むヨーロッパ 29 カ国¹⁾の教育担当大臣の参加のもと採択され、2010 年の「ヨーロッパ高等教育圏、European Higher Education Area」の構築を目指して、①比較可能な学位システムの確立、②学部と大学院の 2 段階構造の構築、③単位互換制度の確立、④学生・教員の移動の促進、⑤ヨーロッパレベルでの質の保証の推進、⑥高等教育におけるヨーロッパの特質の促進、の 6 つの目標を達成することを謳っている。これを実現する過程を「ボローニャ・プロセス」と呼んでいる。

この 6 つの目標のうち、③に関しては、ECTS (European Credit Transfer and Accumulation System) 制度を導入し、EU における高等教育機関間における学生の移動を容易にした。この ECTS 制度を制定するにあたって興味深いのが、単位を、教員が行う授業時間ではなく、学生が行う学習時間の総数として考えるようになった、ということである。ECTS による単位は、講義、宿題、試験、レポート作成、自習等の全ての学習活動の組み合わせから換算され、授業時間ではなく、実質的な総合学修時間数 (Study Load) で捉えている。例えば、1ECTS は 25～30 時間の総合学修時間に相当し、1 学年で必修の 60 ECTS は 1500～1800 学修時間である。これが EU 全ての機関にあてはめられるため、単位互換がスムーズとなる。また、授

¹⁾ オーストリア、ベルギー、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、アイルランド、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、イギリス、アイスランド、ノルウェー、スイス、チェコ、エストニア、ハンガリー、ラトヴィア、リトアニア、マルタ、ポーランド、スロバキア、スロベニア、ブルガリア、ルーマニア

業時間ではなく、学生の総合学修時間を単位として換算するようになったため、遠隔教育も対面教育も何の区別もなく、この ECTS が適用されるようになった。

ECTS により EU 内の高等教育機関間の単位互換を促進するとともに、「ボローニャ宣言」では、⑤のヨーロッパレベルの質の保証には重点課題としてその後のいくつかのコミュニケでも取り上げられており、2000 年にはヨーロッパ質保証ネットワーク (ENQA, European Network of Quality Assurance) が設立され、ヨーロッパレベルの高等教育の質保証のための基準作りを行っている。現在ヨーロッパの大多数の国の質保証・認証評価団体が、ENQA に加入している。2005 年 5 月に開催されたベルゲン・コミュニケでは、「欧州高等教育における質保証のための基準と指針 (Standards and Guidelines for Quality Assurance in the European Higher Education Area, ESGs)」を発表し、高等教育機関における機関内部の質保証・外部機関による質保証・外部質保証機関の質保証の 3 つの側面について基準と指針を示している。また、質保証機関によるピア・レビューに関して提案されたモデルを各国ベースで導入することとし、各国でのレビューに基づき質保証機関が欧州ベースでの登録を行う、という原則を発表した。ENQA に対しては、EUA、EURASHE および ESIB との協力のもと、これらの実行可能性を更に高め、フォローアップグループを通じて報告書を提出するよう求めている。この質保証の枠組みの中では、遠隔教育を特に取り上げている記述はなく、遠隔教育も対面教育も教育であり、質保証に関しては、それぞれを特別に扱う必要はない、とのスタンスであった。

(イ) 任意団体による質保証監査

しかしながら、近年の eラーニングの普及により、eラーニングに関する質保証のガイドラインを特別に設ける必要があるとの認識から、欧州の 12 の遠隔教育高等教育機関と 15 のコンソーシアム・協会をメンバーとする欧州遠隔教育大学連盟 (EADTU, the European Association of Distance Teaching Universities) が、2004 年から 2006 年にわたり、メンバーである 12 の欧州の大学と共同で eラーニングのベンチマーキングの参照枠である **E-xcellence** を開発した。E-xcellence では、eラーニングを、1) マネジメント、2) カリキュラムデザイン、3) コースデザイン、4) コースデリバリー、5) 教員サポート、6) 学生サポート、の観点から、eラーニングにおいて教育の質を高めるにはどのように改善したらよいかの指針を与えている。このガイドラインによる監査を受け合格した機関には E-xcellence のラベルが与えられ、ひとつの任意的質保証のラベルとしての認知度が高まってきている。

欧州の遠隔教育の質保証に関連するもう 1 つの団体に、欧州 eラーニング質保証推進団体である **EFQUEL (European Foundation for Quality in E-Learning)** というのがある。EFQUEL は、ベルギーのブラッセルに本部を置き、70 もの加盟組織を有する団体である。eラーニングの発展を妨げているものが質の保証に関する認識であるとの理解から、eラーニングの質の保証を確保するための組織が必要であるとのニーズがあがり、2006 年にこの組織の設立となった。

EFQUEL の活動としては、**eQuality Award** があり、ICT 活用における教育の質の向上を行った機関に賞を与えている。また、**UNIQUE (European University Quality in eLearning)** というプロジェクトにおいて、高等教育における ICT 活用のための eラーニングの質に関する分類ラベル制度を作成・試行・実施することで、欧州の高等教育機関の改革プロセスを促進することを目的としており、EFQUEL の高等教育研究グループによって進行されている。UNIQUE プロジェクトは相互評価 (peer review) プロセスを用いている。この相互評価プロセスは英国の高等機関評価の方法を踏襲しており、また、新しく相互評価担当者を教育研修する方法としては、経験のある担当者のグループに新しい担当者を配置し、相互評価プロセスを進行させることによって、新任の担当者が実地で学ぶことが出来るようにする、というものである。評価領域としては、組織体制・学習リソース・学習プロセスの 3 領域であり、監査というより、支援と改善を目的としている。UNIQUE プロジェクトによる本格的な評価実施には 12 の機関を 40~50 人の評価担当員で評価し、相互評価プロセスのサイクルとしては 3 年を見込んでいる。また、そのプロセスの中では、該当機関が自己評価を行った後、相互評価担当員が実地研修を行い、経験を積み、そして経験の浅い評価担当員を指導していく、という形で相互評価担当員を養成し、増やしていく、という目的もある。この評価により優秀であると評価された機関は UNIQUEe ラ

ベルというものが与えられ、EFQUEL お墨付きの質の保証が公表される。

このように、欧州レベルで ENQA や EFQUEL といった団体は存在するが、それは正式な認証評価団体ではなく、国レベルでの教育の質保証に関する情報交換の場という意味合いが強い。欧州において教育という分野はまだ国家レベルの問題であり、EU レベルで公式に規制をするということはない。

(ウ) EUA の 2010 年報告書 (EQC)

ヨーロッパ大学連盟 (EUA, European University Association)²は、2010 年後半に “Examining Quality Culture: Part 1 – Quality Assurance Processes in Higher Education Institutions” という報告書を発表し、欧州の高等教育機関における質保証のプロセスについての現状を報告している。この報告書の目的は、1) 高等教育機関内の質保証プロセスを明らかにすること、と 2) 質の文化の創生とフォーマルな質保証プロセスの関連性を論じること、にある。報告書作成にあたって、欧州 36 カ国から 222 の高等教育機関が 2010 年 4 月に実施されたオンラインアンケート調査に応じた。ここではその結果のいくつかを簡単にまとめる。

- 98.2%の回答機関が、その機関における質保証プロセスは教育 (teaching and learning) をカバーする、と答えているのに対し、75.5%の機関が学生支援サービスもカバーすると言っている。⇒ 全ての機関が学生支援サービスの質保証を行っているわけではない。
- 62.2%の回答機関が、大学全体を管理する質保証部署が存在すると答えている。また、教育方法やその改善を支援する部署が大学に存在すると答えた機関は 47.7%にとどまっている。
- 52%の回答機関が、質保証プロセスを 2005 年以降に導入している。(英国の高等教育機関は全て 2000 年までに質保証プロセスを導入している。)
- 44%の回答機関が、機関レベルの質保証プロセスを確立する過程において、学生と教員の参加を求めている。

この報告書においても、遠隔教育、ICT 活用教育、e ラーニングといった特別な記述や区別は全くなされていない。

(2) スウェーデンにおける遠隔教育の質保証

欧州の国レベルでの遠隔教育の質保証の取組みとしては、前述したように、遠隔教育と対面教育を別個扱う国はほとんどないが、スウェーデンでは、e ラーニングの普及に伴って独自の基準を開発している。スウェーデン高等教育局 (The Swedish National Agency for Higher Education) では、ノルウェー、フィンランド、デンマーク、オランダ、英国、オーストラリア、カナダ、アメリカ合衆国での事例研究をもとに、ELQ (e ラーニングの質) モデルを開発し、1. コンテンツ、2. ヴァーチャル環境、3. コミュニケーション、4. 学生評価、5. 柔軟性と適応性、6. 支援、7. 教員資格、8. リーダーシップ、9. リソース分配、10. 全体的プロセス、の 10 の側面についてガイドラインを設けている。

スウェーデンには 61 の大学があり、学部課程と大学院課程を提供している。スウェーデンの高等教育局 (The Swedish National Agency for Higher Education) は、スウェーデン全体における高等教育機関を管轄しており、高等教育機関の監査・監視を行い、報告書を発行し、学生に対して情報を提供している。各高等教育機関は、それぞれの機関内での質保証を行っている。

2001 年、スウェーデン政府がスウェーデンの高等教育局に、今後 6 年間にわたる高等教育の全国的な質保証を委託し、新しい質保証制度が 2007 年から始められた。この新しい質保証制度は以下の 5 つの活動から成り立っている。

- 高等教育機関内の質保証メカニズムの監査
- プログラムの評価

² ヨーロッパ大学連合 (EUA, European University Association) は、欧州 46 カ国の大学からなる組織である。EUA は前述のボローニャ宣言において重要な役割を果たし、現在も欧州の大学間の情報交換の場として活発な活動を行っている。

- 学位授与に関する評価
- 科目別の質保証
- 優秀な教育を行っている機関の表彰

スウェーデンでは、eラーニングや遠隔教育のみを行っている大学はなく、従来の大学がeラーニングのプログラムも提供しているというデュアル・モードである。基本的には、eラーニングのプログラムも従来のプログラムと変わらない質保証の原理が適用されているが、eラーニングのプログラムを適切に評価するには、従来の質保証と同じ方法ではいけないのではないか、という見解が認識されてきており、eラーニングの質保証に関して新しい見方が求められている。そこで2006年に、スウェーデンの高等教育局は、まずeラーニングで行われている教員養成プログラムに焦点を当てて評価を行った。これにより、以下の5項目がeラーニングに特化したものであることが認識された。

- ICT等の技術
- カリキュラムの企画と構成
- 教員の教育力
- 学生のニーズへの対応
- インフラと組織体制

高等教育の機会を拡大するために、2002年にスウェーデン・ネット・ユニバーシティ(the Swedish Net University Agency, SNUA)が設立された。このSNUA自体は大学ではなく、政府の1機関で、スウェーデン国内の35の大学が提供するeラーニングのプログラムのデータベース管理を行い、また、大学が新しくeラーニングのプログラムを開発するにあたっての支援を行う、という趣旨のものである。SNUAは2006年に閉鎖され、代わりにスウェーデン高等教育機関協力ネットワーク機構(Swedish Agency for Networks and Cooperation in Higher Education)がその業務を引き継いだ、これも2009年に閉鎖された。

(3) 英国における遠隔教育の質保証

(ア) 英国の高等教育機関に関する学位認証・質保証組織

英国は欧州の一部ではあるが、欧州の他の国々とはまた異なった形で取り組んでいることが多々あるため、ここでは、独立した節を設ける。英国の認証評価には、学位授与機関としての認証評価とプログラムとしての認証評価がある。国公立大学の認証評価機関としては、**QAA (Quality Assurance Agency for Higher Education: 高等教育質保証機構)**があり、私立の通学制教育機関の認証評価機関として、**BAC (British Accreditation Council)**がある。また、私立の遠隔教育の質保証監査機関として**ODLQC (The Open and Distance Learning Quality Council)**がある。(表4.1参照) QAAは英国政府と密接な関係のある機関ではあるが、BACとODLQCは政府とは無関係の独立した組織である。ODLQCもBACも、もともとは政府のイニシアチブで設立された組織ではあるが、現在は政府とは全く独立した組織として運営されている。ODLQCは、1969年にCACC(Council of Accreditation for Correspondence Colleges)として、政府によって設立された機関である。1969年というのは、英国オープン大学が設立された年でもあり、英国でオープン教育・遠隔教育というものがある意味でブームとなった年である。ODLQCは、そういった中で、学校と継続教育における遠隔教育の認証評価機関として設立された。

表 4. 1 英国の高等教育に関する質保証組織

評価組織	管轄機関	政府との関係
QAA	国公立大学	密接
BAC	私立の通学制大学・機関	独立
ODLQC	私立の遠隔教育大学・機関	独立

国公立大学において、QAA による認証評価は不可欠であるが、私立大学や教育機関において BAC や ODLQC による監査は必須ではない。また、機関としての認証評価プロセスとコースやプログラムといったものの認証評価は、英国では全く独立したものとなっている。プログラムや学位といったものは、機関の認証評価とは別に行われているのである。したがって、QAA も機関としての認証評価は行うが、プログラムや学位といったものの認証評価は行っていない。プログラムや学位の認証評価は、全て、政府とは無関係の私立の監査機関によって行われている。

プログラムや学位を監査評価する機関のひとつとして **OFQUAL (Office of Qualifications and Examinations Regulation)** がある。この機関は 2008 年 4 月に設立されたもので、以前 **QCA (Qualifications and Curriculum Authority)** が行っていた業務を引き継いだものである。OFQUAL は **QCF (Qualifications and Credit Framework)** に基づいて、高等教育以外のプログラムや授与された学位が、QCF の基準を満たしているかどうかを評価する機関である。

(イ) QAA

英国では 1992 年までは、伝統的な国立大学のみが学位授与の権利を有していたが、1992 年の「継続・高等教育法」により、ポリテクニクから昇格した大学もこの権利を有するようになった。このようにポリテクニクが大学として位置づけられたこともあり、英国では高等教育資格の枠組みを作る必要が出てきた。また、英国ではイングランド、ウェールズ、北アイルランド、スコットランドの 4 つの地域に教育の管轄が分かれており、前者の 3 つの地域と、スコットランドの 2 つの資格の枠組みがあり、それらを相互に関連付けて英国全体を包括する必要もあった。大学は国の管理下に入ることを懸念して、学長など 12 人の有識者から構成される「学術監査 (Academic Audit)」機関を作り、自分達で大学を評価するしくみを作った。これが高品質の高等教育が提供されていることを保証する機関である高等教育質保証機構 **QAA** の始まりである。そして、**QAA** が中心となって、高等教育機関や関係団体との協議を重ねながら最終的な資格の枠組みを 2001 年に出した。

英国では高等教育機関レベルおよび科目単位レベルに至る評価指標が作られており、大学教育の質の保証に関しては、個々の大学が自己評価を行い、**QAA** が大学に対して第三者評価を実施する体制になっている。大学では質の保証に関して、自己評価、ピア・レビュー、学生による評価によるチェック機能が慣行している。すなわち従来の教育を評価するしくみは既に確立されたものが存在する。

QAA では、eラーニングに関する質保証のガイドラインの策定希望が一部の大学から出されていたものの、意図的に従来の高等教育の枠とは別に設けることはしないという結論を出している。すなわち、「ICT 活用の度合い」と「距離の度合い」、「学習者数の度合い」を三つの軸として学習形態を表せば、原点は ICT を活用しないクラスでの対面授業となり、ICT を活用しかつ遠隔で個人学習する場合が最も原点から離れたものになる (図 4.1 参照)。

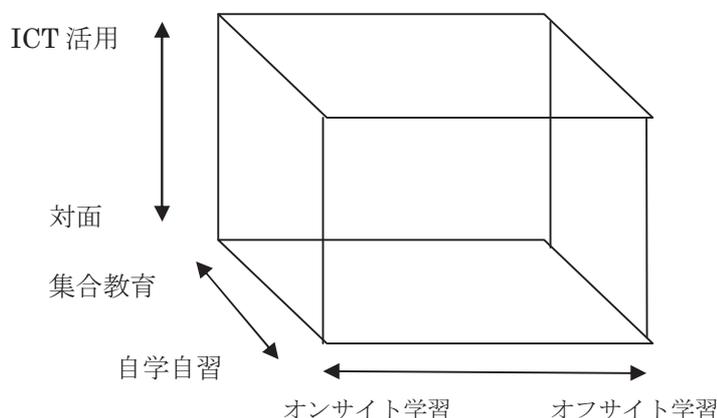


図 4. 1 学習形態の 3 つの軸

その間には ICT を活用した遠隔授業や、クラス内での ICT を活用した個人学習など、種々の学習形態が存在する。これらを FDL(Flexible and Distributed Learning)という中でまとめて扱っている。しかし、伝統的なクラスの中で集団学習する場合においては、ICT 活用の有無は関係なく比較的質の保証に関する問題は無いと考えられているが、遠隔でまた個人学習になるにつれ、質保証の課題を考える必要性があることは教育機関も認識している。

そこで、QAA は、1999 年に質の高い遠隔教育のためのガイドライン(QAA, 1999)を発刊した。その中で、QAA が遠隔教育の質の保証として大事であると述べているものに以下の項目がある。

- システムのデザイン
- プログラムを設計し、承認し、レビューする際の基準の設定
- プログラムを運営するにあたっての質基準の保証
- 学生支援とサービス
- 学生のコミュニケーションと代表制
- 学生評価

また、QAA は 2004 年に **Code of Practice**(実践規範)(QAA, 2004)を策定し、その中に FDL に対するガイドラインを設けており、それに基づいて機関監査を行った結果が、2008 年に発表されている(QAA, 2008)。また、2010 年 10 月にこの 2004 年発表の“Code of Practice”の第 2 章: Collaborative provision and flexible and distributed learning (including e-learning) が改訂されたものが発表されている。(QAA, 2010)

2004 年発表の Code of Practice の特徴としては、それまでは大学の施設や教員の資格や数といったインプットの視点からの評価が行われていたが、2004 年の規範からアウトカムの視点からのガイドラインに移行している、ということである。これには特に学生の立場から質保証で重要とすべきガイドラインが示されている。それらは、①ネットワークによる学習プログラムの配信面、②学習者支援面、③学習者評価面からの内容である。その中には、例えば、学生への事前の授業スケジュールとそれに沿った教材の提供、教材などの配信の保証や学生や教員による情報へのアクセスの確保、学生支援およびチュートリアルに関する情報の提供、成績評価内容・方法の開示、評価の信頼性の確保、学習目標やその目標達成のために適合した教材の提供などを保証するといった内容のガイドラインが盛り込まれている。

このように遠隔教育が FDL の中のひとつとして扱われているため、その質保証に対する考え方は遠隔教育に特化したものは無く、従来の対面授業と質保証の差はない。

- 1) 大学の評判を保持すること、規格を維持することが本質
- 2) 国際的な要望に応えるための策
- 3) 従来同様、大学のコース・プログラム評価に従う
- 4) 外部評価者を含む、定期的なしっかりとした授業プログラムの評価を受け、e-ラーニングコースはそのプログラムの一部であるという考えに立っている。

(4) 米国における遠隔教育の質保証

米国の通学制・通信制区分の制度的な話は前章で述べたので、この章では、米国の各大学で行っている任意的な遠隔教育の質保証について述べることにする。多くの米国の大学の教育の質保証枠組みとして採用されているものに、メリーランド大学が開発した **Quality Matters** と Alfred P. Sloan 財団が開発した **Sloan-C Quality Framework** がある。以下、その二つの枠組みについて説明する。

(ア) Quality Matters

Quality Matters は、2003 年の秋に、連邦政府の助成金により、メリーランドオンラインというメリーランド州の 20 の州立大学やコミュニティカレッジが集まって設立されたオンライン教育を行うコンソーシアムに由来する。メリーランドオンラインにおいては、複数の大学がオンラインコースを提供するにあたっての基準やガイドラインを設けることをひとつの目標としており、その根本としてピア・ツー・ピア、すなわち、教

員同士の監査による教育の質の保証、という考え方があった。連邦政府の3年間の助成金が終わった2006年には自治団体となって活動を継続し、現在では米国120程の高等教育機関がこのQuality Mattersを使ってオンライン教育の質保証を行っている。Quality Mattersの質保証の指標としてルーブリックが開発されており、そのルーブリックでは、以下の8つの側面についてのガイドラインが記述されている。

1. コースの概要と紹介
2. 学習目標
3. 成績評価
4. 学習教材
5. 学生の主体的参加促進
6. コース技術
7. 学生支援
8. アクセシビリティ

これら8つの側面についてそれぞれ4～7の項目が挙げられており、項目によって1～3のポイントが課されている。この8つの側面について、3人のレビューアーがひとつのコースを評価する仕組みになっており、オンラインコースがQuality Mattersの推薦を得るためには、3ポイントが課されている17の項目全てをクリアしていなくてはならず、総合スコアが72ポイント以上なければならないとされている。以下に、この3ポイントが課されている項目を示す。

1. コースの概要と紹介
 - (ア) コースを始めるにあたって何が必要かが明確に記されている。
 - (イ) コースの目的とその要素が明確に述べられている。
2. 学習目標
 - (ア) コースの学習目標は、評価可能なものとなっている。
 - (イ) コース内モジュールのそれぞれの学習目標がコースレベルの目標と合致している。
 - (ウ) 学生の視点から、全ての学習目標が明確に記されている。
 - (エ) 学習目標の達成方法が学生に分りやすく説明されている。
3. 成績評価
 - (ア) 学生の成績評価は学習目標の達成度を測るものであり、コースにおける教材や活動の内容と合致している。
 - (イ) 成績評価の方法が明確に記されている。
 - (ウ) 学生参加や課題についての評価の明確な指標が提供されている。
4. 学習教材
 - (ア) 学習教材は学習目標の達成に貢献するものである。
 - (イ) 学習教材と学習活動の関連性が学生に明確に説明されている。
5. 学生の主体的参加促進
 - (ア) 学習活動は学習目標の達成を促進するものである。
 - (イ) 学習活動は、教員と学生、学生と学習内容、そして学生同士のインタラクションを促すものである。
6. コース技術
 - (ア) コースで使用するツールやメディアは、学習目標を支援するものであり、コースの学習内容を適切に配信するものである。
 - (イ) コースで使用するツールやメディアは、学生が主体的に学習に取り組む手助けをするものであり、学生がアクティブな学習者となることを促す。
 - (ウ) オンラインコースのナビゲーションは、論理的であり、一貫しており、効率的なものである。

7. 学生支援

8. アクセシビリティ

(ア) コースは ADA の基準に準拠するものであり、アクセシビリティに関する機関のポリシーに準拠するものである。

(イ) Sloan-C Quality Framework

Alfred P. Sloan 財団は、オンライン教育が始まった 1990 年代初頭からオンライン教育、特に非同期のオンライン教育に対して積極的な取り組みをしており、多くの研究助成や教育実践助成を行ってきた。この財団の助成で結成されたのが Sloan コンソーシアム(Sloan-C)であり、全米の多数の大学がメンバーとなって、オンライン教育の改善のための情報共有・交換を行っている。この活動の一環として開発されたのが、この Sloan-C Quality Framework である。この Framework は、1) 学習効果、2) 費用対効果と機関のコミットメント、3) アクセス、4) 教員の満足度、5) 学生の満足度、の 5 つの柱からなっている。この Sloan-C の Quality Framework が対象とするオンライン教育は、(自学自習ではなく)グループベースのクラスであり、一定の開始日と終了日が定められており、教員がコースを担当し、教員と学生の比率が通常の対面のものと大差がなく、学生同士および学生と教員間のインタラクションがあり、比較的開発費用が少ないオンラインコース、いわゆる通常の大学で行うオンライン教育である。(図 4.2 参照)

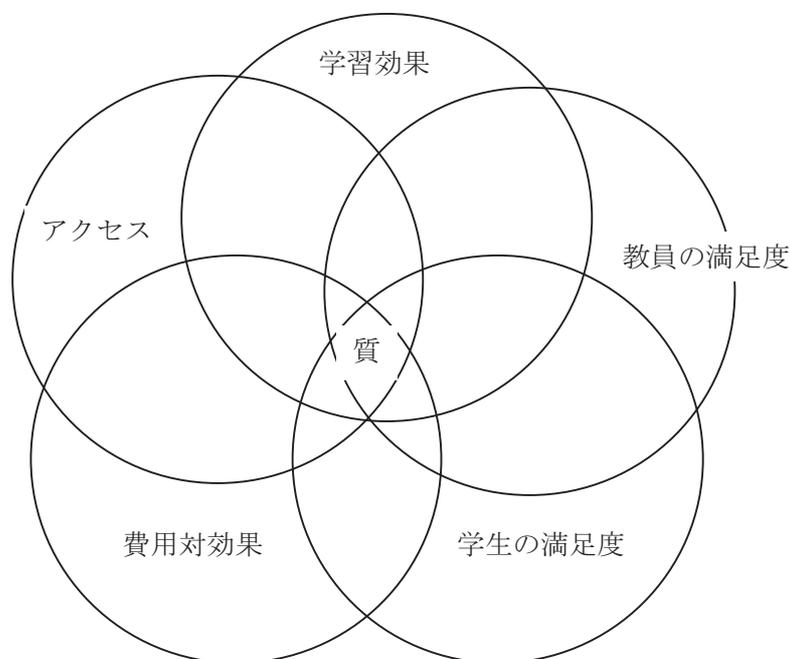


図 4. 2 Sloan-C Quality Framework の 5 つの柱

Sloan-C の考え方としては、教育の質が実際にどうあるべきかはそれぞれの機関が決定すべきことであり、Sloan-C の Quality Framework は、それぞれの機関が自ら教育の質のスタンダードを設定することを可能とするものである。したがって、Quality Matters のようにあらかじめ定められたポイントシステムはなく、機関ごとに何を重視するかが決定できるようになっている。以下にそれぞれの柱について、その理想とするところを述べる。

1. 学習効果

- オンライン教育の質が通常の対面プログラムの教育の質と同等である

2. 費用対効果と機関のコミットメント

- 費用を削減しながら、教育サービスの質を向上するよう努める

3. アクセス

- オンライン教育を希望する全ての学習者にオンライン教育を受け、修了する機会が与えられている

4. 教員の満足度

- 教員が、オンライン教育を高く評価し、満足してオンライン教育に従事している

5. 学生の満足度

- 学生はオンライン教育をきちんと修了でき、その経験に満足している

(5) オーストラリアにおける遠隔教育の質保証

オーストラリアは、国土が広く都市部が点在していること、また社会人学生の比率が大変高いことから、遠隔教育に関する取組がどの大学でも積極的に行われているといえるが、ほとんどがブレンディッド型であり、遠隔教育のみで学位が取得できるようなプログラムは、第2章で紹介した **OUA(Open Universities Australia)** が提供するプログラムしかない。

一般に、オーストラリアでは、遠隔教育と対面授業の区別はほとんどなく、法律上の設置認可のための特例条件および取得単位数の制限等もない。また、遠隔教育のみを対象とした監査も行われていない。オーストラリアの高等教育における遠隔教育の質については、大学が第一義的責任をおっており、大学における自主的な評価・管理が基本としてある。各大学は、質保証・改善年次計画を策定し、入学・授業・学習・評価の各領域で質を保証する内部手続きを定めている。それを前提として、州政府が、**ナショナル・プロトコルズ(全国的取り決め)**に基づいて機関に対する認可を行い、認可された機関に対して、**オーストラリア大学質保証機構(AUQA: Australian University Quality Agency)**が監査を行っている。連邦政府は、高等教育に関しては、資金援助、監視、成果の出版、ツールの提供等の関与に留まっており、直接に関与することはない。(図 4.3)



図 4. 3 オーストラリアの高等教育における質保証の仕組み

(ア) オーストラリア教育資格システム (Australian Qualifications Framework: AQF)

AQFは、高等学校、職業訓練・専門学校、大学・大学院で取得できる15種類の教育資格を全国的に認定する制度であり、政府から認定され、国から正式認可を受けた教育機関のみがその資格を授与することができる。(表 4.2 参照。)

表 4. 2 オーストラリア教育資格システム

高等学校	職業訓練・専門学校	大学・大学院
	専門大学院修了 (Vocational Graduate Diploma)	博士号 (Doctoral Degree)
	専門大学院認定証 (Vocational Graduate Certificate)	修士号 (Masters Degree)
	上級修了 (Advanced Diploma)	大学院修了 (Graduate Diploma)
	修了 (Diploma)	大学院認定証 (Graduate Certificate)
	認定証 IV (Certificate IV)	学士 (Bachelor Degree)
	認定証 III (Certificate III)	準学士 (Associate Degree)
	認定証 II (Certificate II)	上級修了 (Advanced Diploma)
高校卒業認定証	認定証 I (Certificate I)	修了 (Diploma)

(イ) ナショナル・プロトコルズ (National Protocols)

ナショナル・プロトコルズ(全国的取り決め)は、年々、高等教育の質保証に関して地域差が顕著になってきていたこと、および、質の低い営利教育機関が大学と名乗りを上げだしたのに対応して、2000年に高等教育合同委員会(**Joint Committee for Higher Education: JCHE**)によって推奨されたものである。このナショナル・プロトコルズは教育・雇用・研修・青少年問題地方政府評議会(**MCEETYA: The Ministerial Council on Education, Employment, Training and Youth Affairs**)によって承認されたものであり、新設大学の認可、オーストラリアにある外国の高等教育機関の運営、非自己認証機関が提供する高等教育課程の認証等のような問題において全国的に一貫した基準と水準を確保するために立案されたものである。この取り決めには、大学という名称の使用制限と大学の特色申請の手続きなどとともに、全国的(教育の)質保証に関する取り決めを確実に遵守させるための機構(すなわち **AUQA**)に関する規定も含まれている。

2000年3月に採択されたナショナル・プロトコルズは、その後、幾度かの見直しがされ、2006年7月に、修正されたナショナル・プロトコルズが、**JCHE**によって推奨され、**MCEETYA**によって承認された。この修正版ナショナル・プロトコルズは、2007年12月から実施されている。2000年版ナショナル・プロトコルズ実施後、議論になったのが、“university”(大学)という名称を使用するにあたって、教員の研究が必要要素であるかどうかであった。米国においても日本においても、研究を全く行っていない高等教育機関でも大学と呼べるのに対し、英連邦系の国では、大学という名称に厳しい制限をつけている。2000年版ナショナル・プロトコルズの実施後、その規制の緩和が議論されたが、2006年の修正版でも、やはり、研究は大学という名称を保つために義務付けられている。

この修正版ナショナル・プロトコルズでは、大学(universities)以外の高等教育機関の質の保証についても述べられており、その機関の海外での活動も含めて、**AUQA**による監査が義務付けられている。また、大学でない高等教育機関にも、特定の分野やレベルにおいて自己認証(self-accreditation)³の権限を与える可能性が述べられており、高等教育機関の多様化を示唆している。新しく認可された大学は、最初の5年間は“university”ではなく、“university college”の名称を使わなければならないことになっている。また、新しく認可された専門大学は、“---University of ---”(例えば、Perth University of Agricultural Sciences や Brisbane University of the Performing Arts)という名称を用いなければならないとしている。遠隔教育の記述については、承認なくオーストラリア国内でサービスを提供するのは違法であると述べている。

(ウ) AUQA (Australian Universities Quality Agency)

AUQAは、2001年3月に教育・雇用・研修・青少年問題地方政府評議会(**MCEETYA**)によって設立され

³ 自己認証 (self-accreditation) とは、その機関のプログラムを自ら承認することをさす。

た国(連邦)レベルの独立非営利団体であり、運営費は政府から来ているが、その活動は、諸政府から独立して、適切な構成の理事会の指揮の下に実施されている。2009年には、教育・雇用・研修・青少年問題政府評議会(MCEETYA)における高等教育の管轄が**高等教育と雇用に関する地方政府評議会(Ministerial Council for Tertiary Education and Employment : MCTEE)**に移行された。AUQAは、大学を含めた高等教育機関全てとその認証評価機関についての定期的な監査とデータ分析・公開を行うことが任務となっており、監査の費用は、監査対象の機関が負担する。監査のプロセスとしては、まず監査対象期間が、その機関の特徴やニーズに応じて自己評価を行い、それから、AUQAは、外部監査として、5名からなるパネルで、監査対象機関が自身のミッションや目標を達成しているか否かを評価する。監査項目は、ミッション達成のための自己努力、教育効果のモニタリング制度、ベンチマーキング、不正行為への対応、研究内容などがある。遠隔教育に関しても、大学に関する監査の一部として監査を実施しており、その内容は以下にあげられる。

企画・管理の状況:遠隔教育に対する理念、計画性、LMSの有無、将来展望、責任の所在

認定方法:コースごとの承認方法、対面授業と遠隔教育の違い、IT支援、インフラ整備、コンテンツの検討

- 遠隔教育コースの教育効果:対面授業との比較、評価方法、教育内容の違い、効果度、ユニバーサルデザインの有無
- 入学基準:対面式との差異、配信スケジュール、単位互換の有無、学生のITリテラシーとの整合性
- 教員:ファカルティディベロップメント対策、スタッフの人数・経験、遠隔教育開講準備
- スタッフの訓練:教員のICT活用リテラシー、研修、インセンティブ
- 評価法:評価体制、対面授業との対比、学術性
- レビュー:学生・教員からのフィードバックの有無、公開性
- ITインフラ:大学の基盤、図書館との整合性
- 学生サポート:精神面も含めたサポート、障害者支援

監査項目は、Commendation(良)、Affirmation(大学が認知している課題)、Recommendation(改善を要する)で、評価される。

AUQAは質保証の監査は行ってきたが、制裁力は全くなかったため、2011年には**高等教育質水準機構(Tertiary Education Quality and Standards Agency: TEQSA)**が設立されることになり、AUQAは無くなり、TEQSAがAUQAの業務を引き継ぐこととなった。

(エ) Flexible Learning Framework

オーストラリアの教育制度の第2層にあたる職業訓練(Vocational Education and Training System: VET)においては、Flexible Learning Frameworkというeラーニングコンテンツの質保証のための体制が整っている。このFlexible Learning Frameworkは、2000年に連邦政府と全州政府によって5年計画で始められ、20,000以上もの職業訓練プログラムを支援し、また約500ものe-Learningのツールおよび18,000以上ものリソースを作り出した。2005年には、再び2年計画でFlexible Learning Frameworkが継続され、学生・地域コミュニティー・企業等のeラーニングのニーズに答えるべく、また、オーストラリア土着民や障害者に対する配慮も加えられた。このFlexible Learning Frameworkはeラーニングの学習リソースの標準化にも大きな役割を担っており、コンテンツ・メタデータ・語彙・パッケージング・リポジトリ・ウェブサービス・著作権・プラットフォーム・アクセシビリティの領域において標準化を進めている。

(6) 韓国における遠隔教育の質保証

韓国においては、1998年より、いわゆるモデル大学、実験大学等の事前準備を通じてインターネットを介した遠隔教育大学、すなわちサイバー大学、がスタートし、2001年には生涯教育法のもとで、9つのサイバー大学が本格的に開始した。そして2002年には6校、さらに2003年と2004年には各1校づつが新設され、

2005年には、15の4年制、2つの2年制サイバー大学が運営されていた。こういったサイバー大学は、教育社会・生涯学習社会を実現することを目的として、生涯教育法のもと、以下の趣旨で設立された。

- 高等教育への接近性向上および教育サービスエリアの拡大
- 教育需要者の要求にマッチする様々な教育サービスの提供
- 先端技術をベースとした様々な教育技法を通じた高品質な教育サービスの提供
- 既存の大学教育の限界を補完して高等教育の社会的コストを節減
- ハイレベルな専門担当者の養成および再教育を通じ、国家競争力の強化に積極的に寄与

しかしながら、こういったサイバー大学の学生のほとんどは自らの仕事が忙しい中で学習を行わなければならないという状況にあるため、サイバー大学の教務管理の問題が提起され、教育の質に対する憂慮が大きくなった。また、こういった韓国の遠隔大学運営に対し総合的な評価を行える評価指標は整備されておらず、質の管理のための評価体制についても未だ不十分であるのが現状である。不十分な教務管理および学生管理などが原因で、2005年には教育人的資源部において、遠隔大学に対する管理を強化する措置が講じられもした。

こういったオンライン遠隔教育に特化するサイバー大学が新設される中、韓国国内の一般大学でも自主的にeラーニングを導入する事例が増加し始め、2004年度に至っては全国の一般大学の84%が何らかの形でeラーニングを活用するに至った(イ・ファグック他、2006)。遠隔大学は生涯教育法第22条の規定に基づき設立された生涯教育機関であり、高等教育法により設置される一般のオフライン大学とは異なり生涯教育を主目的として誰でもいつでもどこでも教育を受けられる開かれた教育社会、生涯学習社会の整備を目指している。

(ア) サイバー大学の問題

2005年に5～7月に、教育人的資源部、韓国教育学術情報院(KERIS)、韓国教育開発院(KEDI)の合同で実施した監査および実態調査の結果、以下のような学事管理運営、施設基準、財政・会計運営の様々な側面での不適正が確認された。

- 設立認可要件の未充足(4校)
- 出欠確認システムの不備など、学事管理の不適正
- 時間制登録生の選抜および管理不正による学位商売疑惑の発生
 - 委託代行の専門斡旋業者を通して時間制の学生を募集し、単位当り手数料を支給
- 新・編入生の超過選抜、定員外の超過選抜、無資格者の産業体委託生の選抜などの規定違反
- 法人で執行する会計(校舎賃借料、保証保険手数料、法定負担金など)を校費会計で執行するなど、会計処理の不適正

さらに、遠隔大学に対する評価制度が不十分で進学者が大学を選択する上で困難が発生していた。すなわち、サイバー大学の進学者が当該大学の教育水準および環境などを知ることができず、広告や周りの人の助言だけでサイバー大学を選択している、ということである。また、評価を通じたサイバー大学独自の発展のための仕組みが不十分である。

(イ) サイバー大学の質保証の制度的枠組み

このため、サイバー大学の教育の質向上および責務性の強化を目的とした、法・制度的な枠組み作りが進められた。この取組は、以下の課題から構成される。

- 設置根拠法律の生涯教育法から高等教育法への変更
- 設置・運営基準の強化
- 学事の運営・管理の強化
- 質の管理体制構築

このうち、設置根拠法律の生涯教育法から高等教育法への変更については、改訂法律案の立法予告が2006年9月22日に行われた。改正の背景として、上記のようなサイバー大学の運営面での不適正のほかに以下が挙げられる。

- 私立学校法の適用を受けないため、在籍している学生および教員に対する保護が十分でない。
- 同じ遠隔教育を実施している放送通信大学が高等教育法に規定されており、遠隔教育を実施する大学に対する規定が二元化されている。

この結果、2007年10月17日高等教育法、私立学校法、生涯教育法が以下のように改正された。

- 高等教育法において、「情報、通信媒体を通じる遠隔教育」を特徴にする大学学位授与機関の通称を「遠隔大学」とし、遠隔大学の種類にサイバー大学を追加した。
- 以前の生涯教育法によるサイバー大学が高等教育法のサイバー大学に転換を希望する場合には、法律施行以後3ヶ月以内に教育人的資源部に届け出、申告した時点で高等教育法のサイバー大学に転換できたと見なす。
- 私立学校法において、サイバー大学の運営者が改定された高等教育法のサイバー大学に転換申告をした後から、私立学校法を適用するようにして、一般大学に準ずる学生の学習権保護、教職員身分保障および透明な大学法人会計運営ができるようにした。
- 生涯教育法ではサイバー大学に関する設置根拠規定を削除する一方、改定された高等教育法のサイバー大学に転換したくない場合には、遠隔教育形態の生涯教育施設に切り替えるか、閉鎖することとした。ただし、この法施行時点において、すでにサイバー大学の学籍を保有している学生は以前の規定によって学歴、学位が認められる。

また、これに合わせて、学事運営管理指針についても改正が行なわれ、この改正は以下のような点に関し行われる。

- 学生の定員管理
- 学生の選抜
- 企業・軍委託教育
- 学則など学事規定の運営
- 学事管理
- 組織および教職員
- 時間制登録・公開講座
- 個人情報保護およびコンピュータ保護

各項目の主要な内容を表4.3に示す。

表 4.3 サイバー大学の学事運営管理指針改正内容

項目	内容
学生の定員管理	
入学定員	該当学年度の新入学又は別途3学年への編入学の枠で募集できる人員として、教育人的資源部長官の承認を受け、募集単位別に学則に定める。
編制定員	該当学年度の入学定員とその直前3年間(専門学士学位課程は1年)の入学定員を合わせた人員。
設置の制限	学則に募集単位別の入学定員を定めるにあたり、医療及び司法系列など国家の人材需給計画に基づいて、定員の増員を制限する学科(専攻)と実験実習を中心に授業が行われる学科など、遠隔教育に適合しない学科(専攻)は、設置から除外しなければならない。
入学定員の学年別管理	募集単位別の入学定員は、該当学年度別に管理しなければならない。該当学年度の直前4年までの入学定員を必ず学則に記載しなければならない。

定員外選抜定員	産業体委託と軍委託は、各々募集別入学定員の 20%(産業体委託 20%、軍委託 20%) 以内に限り定員外選抜が可能で、委託教育の推薦及び毎学期在籍確認などの手続きを遵守しなければならない。
新・編入充員	ア. 新入学の入学定員中、定員を満たしていない場合、又は未登録などによる欠員は、同じ学年度の第 2 学期に新入学者として募集が可能で、第 2 学期にも募集できなかった欠員は、翌年度には 2 学年への編入学者として選抜し、2 学年への編入学者として選抜できなかった欠員については、その次の年度に 3 学年への編入学者募集として選抜が可能である。 イ. 4 月 1 日以降の辞退又は除籍による欠員は、2 学期には選抜することができず、10 月 1 日以降の辞退又は除籍による欠員の充員については、翌年度の 2 学期から可能となる。
3 学年の枠外定員	ア. 生涯学習社会の具現という遠隔大学の設置目的などに鑑み、専門大学卒業者などに対する継続的な教育の場を広げるために、別途 3 学年への編入学定員の設置を許容する。 イ. 3 学年への枠外定員は、当該大学の入学者定員の範囲内に限定し必ず学則に反映させることとする。 ウ. 一般編入学と区分して学則に記載した上で学生を募集すること。 エ. 設置制限のある学科などは、新入学と同一に準用すること。 オ. 第 1 学期に定員を満たしていない場合、又は未登録による欠員は、第 2 学期に充員募集が可能だが、第 2 学期にも募集できなかった定員については、翌年度の編入募集としての充員は不可能である。
進級落第者	当該年度の新入生が修了基準単位数を履修できなかった場合にも、学年度別の入学定員に含めて管理するが、その新入生の学年修了については認定されない。
学生の選抜	
先着順募集の禁止及び代行業者を通じた募集の禁止	ア. 高等教育法施行令第 31 条 (学生の選抜) 第 1 項及び第 2 項、生涯教育法施行令第 37 条(遠隔大学の入学・編入学など) の規定に基づき入学者を選抜するにあたり、全ての国民が能力に応じて均等に教育を受けられる権利を保障しなければならない。 イ. 入学者の選考にあたり、先着順の募集及び選考期間内における随時発表などを禁止する。 ウ. 入学代行業者を通じた学生の募集・選抜を禁止する。
編入学生の単位認定基準	編入学の認定が可能な単位は、高等教育法施行令第 15 条に基づいて、国内外の大学、企業大学及びその他遠隔大学、単位認定などに関する法律に則って取得した単位とし、その認定範囲・科目は、卒業履修単位の 1/2 の範囲内で学則に定める。
産業体・軍委託教育	
軍委託生の選抜	ア. 新入学：高校卒業又はこれと同等以上の学力があると認められた者で、現役軍人として服務中の者。 イ. 編入学：当該学年の編入学に必要な修了認定単位取得者又はこれと同等以上の学力があると認められた者で、現役軍人として服

	<p>務中の者。</p> <p>ウ. 選考手続き：各軍の参謀総長の推薦に基づき、当該大学で定め た入学選考手続きに従って行われるが、学・軍協約によってのみ 入学定員枠外として学生を募集する。</p> <p>エ. 志願学科：特別な理由がない限り、本人が希望する学科を自由 に選択することができる。但し、実験・実習が求められる学科は 志願することができない。</p> <p>オ. 教育審議委員会の設置・運営、委託教育の実施報告、委託教育の実 施に関するその他事項などは、“産業体委託生”関連指針を準用する。</p> <p>カ. 委託教育に関する事項の内、本指針に含まれていない事項など、 細部運営事項については、教育人的資源部長官が別途定め、それ 以外の事項は学則の定めるところによるものとする。</p>
学則等学事規定の運営	
遠隔大学学則記 載事項	<p>ア. 遠隔大学の学則記載事項に関しては、高等教育法施行令第 4 条 第 1 項の規定を準用する。</p> <p>イ. 産業体委託教育(軍委託教育を含む)に必要な事項を記載する。</p> <p>ウ. 時間制登録生募集定員及び大学の長による学位授与に対する事 項を記載する。</p> <p>エ. 遠隔授業及び出席管理に関する事項、学業成就度の評価項目及 び評価方法に関する事項を具体的に記載する。</p> <p>オ. 遠隔授業及び補助方法として対面授業を実施する場合及び通信 による評価方法の補助方法として出席評価を並行する場合、その 運営に関して必要な事項は必ず学則に定める。</p>
改正手続き及び 報告	<p>ア. 大学の長が学則を改正しようとする場合には、学則が定めると ころに従って改正案の事前公告・審議及び公報の手続きを経なけ ればならない。</p> <p>イ. 学則改正案の事前公告の際、大学のホームページを通じて 1 週 間以上公告し、学生など大学構成員が十分に認知できるようにし なければならない。</p> <p>ウ. 大学の長が学則を改正する際には、これを速やかに教育人的資 源部長官に報告しなければならない。</p> <p>エ. 学則改正を報告する際、改正理由書、新・旧条文対比表、改正 学則全文各 1 部を提出しなければならない。</p> <p>オ. 教育人的資源部長官は、改正報告された学則中に、法令に違反 する事項があると認められた場合、その是正を求めることができる。</p>
学事管理	
シーズン学期	<p>ア. 遠隔大学は、在学生及び時間制登録生を対象に、休業期間を利用 してシーズン制の授業を行うことができ、この場合にも、単位当 たりの履修時間は 15 時間以上となるようにしなければならない。</p> <p>イ. シーズン制授業で履修できる単位は、毎学期取得基準単位の 1 /2 を超えない範囲内で運営しなければならない、直前の正規学期と 合わせて 24 単位を超えてはならない。</p> <p>ウ. 1 年 3 学期制で運営を行っている遠隔大学では、学期毎の授業日</p>

	<p>数 15 週以上を確保しなければならないという日程上の理由で、シーズン制授業の運営が不可能である。</p> <p>エ. シーズン学期は、正規の学期ではないため、正規学生又は直前の正規学期の時間制登録生以外に新規の時間制登録生の登録が不可能である。この場合、時間制登録生の履修単位は、正規の学期と合わせて 9 単位を超えてはならない。</p>
学生の専攻履修	<p>ア. 遠隔大学の学生は、本人の選択によって学科又は学部が提供する専攻を履修するが、学則が定めるところに従って専攻を履修することができる。</p> <p>イ. 学生が、上記の通り専攻を履修できる申請基準は、累積評点平均 B° (4.3 満点 基準 B-)</p>
単位当たりの履修時間	<p>単位当たりの履修時間は、毎学期 15 時間以上とし、これは、講義コンテンツによる授業と質疑応答、オンライン討論などの授業関連活動を合わせた概念である。</p>
講義	<p>ア. 遠隔大学の授業は、事前に作成された講義コンテンツ (以下'コンテンツ'とする) を運営プラットフォームに盛り込み、学生が遠隔で受講することを原則とする。</p> <p>イ. 1 講座当たりの担当教員は 1 人を原則とするが、教科の特性上必要と判断される場合には、チームティーチングの方法で授業を運営することができる。この場合、コンテンツ作成及び授業運営の細部事項については、学校規定として定める。</p> <p>ウ. 受講生が 200 名を超える規模の大きな授業の場合、班に分けて講座別に担当教員を充てるか、定員をオーバーした学生数に応じて適正な人数のチューターを確保しなければならない。</p> <p>エ. 遠隔授業の補助方法として、20%以内で対面授業を実施することができる。但し、この場合、対面授業運営に関して必要な事項については学則に定めなければならない。(やむを得ず 20%以上の対面授業を実施する大学では、対面授業運営に関する必要事項について、教育人的資源部長官の承認を得なければならない。)</p> <p>オ. 地域における学習の場を設置し、授業の補助手段としてではなく主な手段とするオフライン講座の運営は禁止する。</p>
講義コンテンツの作成	<p>ア. 学期開始前に 4 週分以上の講義コンテンツの作成が完了しなければならない。</p> <p>イ. 講義コンテンツを、学期中に作成し授業運営に支障を及ぼすことがないように留意しなければならない。(講義予定日の最低 4 週間までに講義コンテンツの作成完了)</p> <p>ウ. 1 単位分のコンテンツは、学生が受講を完了するまでの平均進行時間が 30 分以上になるように作成されなければならない。</p> <p>エ. コンテンツは、科目の特性によって、週毎に 1~3 講義などに分けて作成することができる。</p>
遠隔大学のシステム	<p>ア. 生涯教育法施行令第 31 条及び第 32 条に従って、大学で保有する教育用サーバーなどの設備は、他の機関と共同で使用することはできない。</p>

	<p>イ. 大学の学事管理システムには、授業及び出欠管理、評価システムが含まれることを義務化する。</p> <p>ウ. 遠隔大学の運営プラットフォームは、24 時間休みなく稼動することを原則とする。</p> <p>エ. 授業及び出席、評価に関する資料は、該当学生の卒業後 4 年以上保存することを義務化する。</p> <p>オ. 学生の学籍資料は永久保存する。</p>
組織及び教職員	
教授	<p>ア. 教員の資格基準については、教授資格基準などに関する規定を準用する。</p> <p>イ. 大学には、専任教員及び助教を各々学科又は学部、専攻別に 1 名以上置かなければならず、教育的資源部長官が、学校の性質上必要なケースとして教員一人当たりの学生数などの教員確保基準を定める場合には、当該基準の範囲内で定員を満たさなければならない。</p>
助教	教授資格基準などに関する規定(別表)の資格基準に基づき、勤務しようとする学校と同等以上の学校を卒業した学力がある者。
チューター	<p>ア. 大規模な講座で、学習者の質問に対するフィードバック、学習動機の誘発、学習に対する激励、採点及び成績の算出など教員の講座運営を支援するため、講座別にチューターを置くことができる。</p> <p>イ. チューターの資格は、該当学科(専攻)と同一又は類似した分野を専攻した、修士課程在学以上の者を原則とする。</p>
専任確保基準	<p>遠隔大学は、教育の質を保障するため、学部(学科)の学生数 200 名当たり 1 名の専任教員を確保しなければならない。</p> <p>※学生数：定員内学生数+定員外学生数+時間制登録生数 (3 名で 1 名として換算)</p>
時間制登録・公開講座	
時間制登録	<p>ア. 時間制登録生の募集は、当該年度の編制定員以内での募集が可能であり、必ず、大学の学則に定めた上で運営しなければならない。</p> <p>イ. 大学は、時間制登録生の募集人員に対する募集結果を、4 月 1 日及び 10 月 1 日に登録状況を報告する際に併せて提出する。</p> <p>ウ. 時間制登録生が申請することができる単位は、学期毎に、当該遠隔大学の学生が申請することができる取得基準単位の 1/2 まで取得可能。(シーズン学期含む)</p> <p>エ. 委託代行業者などによる時間制登録生の募集及び斡旋手数料の支給行為を禁ずる。</p>
公開講座	<p>ア. 遠隔大学は、在学生以外の者を対象とする公開講座を実施することができる。</p> <p>イ. 公開講座の遠隔授業は、非学位課程であるため、別個の講義コンテンツを作成して教養課程や資格課程などの授業を実施することができる。</p> <p>ウ. 遠隔大学は、公開講座を開催するにあたり、その付属施設とし</p>

		て生涯教育院（サイバー教育院）を運営することができるが、その組織及び運営などに関しては学則に定めるものとする。
個人情報保護及び電算保護		
	ファイアウォールの設置及び情報保護管理体制の認証	ア．遠隔大学の個人情報保護及びコンピュータ保護のためファイアウォールを設置し、サイバーテロなどの侵入事案を事前に予防しなければならない。 イ．遠隔大学の中核資産であるコンピュータシステムへの投資・管理を継続的に維持し、常時保安体制を構築しなければならない。 ウ．遠隔大学における情報保護管理体制の確立及び効率的な運営のために、第三の認証機関（韓国情報保護新興院など）を通じて情報保護管理体制の認証書を獲得しなければならない。

(ウ) サイバー大学の評価指標

サイバー大学の質の管理体制の構築については、2006年4月から評価指標の開発研究を行ってきた。この研究の目的は以下の通りである。

- サイバー大学の質的革新および向上のための、サイバー大学の特性を反映した体系的な評価指標の開発および評価
- サイバー大学が良質の教育機会を提供するためには、学事運営体系の革新および教授学習の手軽さの向上が必要
- 客観的で体系的な評価を通じた持続的な質の管理体制の構築が必要
- サイバー大学に対する体系的な評価指標の開発を通して、サイバー大学の教育サービスの競争力を高め、サイバー大学の内容の充実および持続的な質の管理を図る

この研究の範囲は次の通りである。

- サイバー大学の評価指標および評価ツールの開発
- 国内および海外の大学の評価指標の現況調査・分析
- サイバー大学の評価指標および評価ツールの開発
- ◇ サイバー大学の特性を反映した評価指標および評価ツールの開発
- ◇ 「2005年サイバー大学の運営の実態調査」の評価項目である施設・設備の活用、財務・会計の運用実態、学事管理の実態などを反映
- ◇ 施設・制度的評価および学事運営、教授学習体制、コンテンツの活用度および質の管理など、生涯教育機関の特性を反映したツールの開発
- サイバー大学の評価支援および評価結果の反映
- 17のサイバー大学に対する評価支援および評価結果の反映
- 法制、学事運営、教授学習体制などに対する評価を通じた評価指標の長短所の分析および改善点の補完を導出
- 評価結果を通して大学別改善事項の分析および改善方法の提示
- 評価結果を反映した最終評価指標の提示
- 評価指標を活用したサイバー大学の評価認証制モデルの提示
- サイバー大学に対する持続的な評価体制具案
- 評価認証制構築時に必要な評価の準拠、評価要素、変因、測定および活用方案などを考慮して反映

(エ) 高等教育法下のサイバー大学

2007年10月17日に高等教育法が一部改正され、サイバー大学は新しく高等教育法上の学校の一種類に編入された。また、遠隔大学型の生涯教育施設運営のために私立学校法を準用して運営評価を実施し、

その結果を公開するように義務化するなど、高等教育機関としての責務を担保できるようになった。改正された高等教育法ではサイバー大学と放送通信大学(KNOU)を‘遠隔大学’で通称しているが、遠隔大学は国民に情報通信メディアを通じた遠隔教育によって高等教育を受ける機会を提供し、国家と社会が必要とする人材の養成、開かれた学習社会の実現、生涯教育発展に尽くすことを目的としている。高等教育法に遠隔大学が定義される前には、生涯教育法上の「遠隔大学型の生涯教育施設」が遠隔大学で略称されたりしたが、遠隔大学型の生涯教育施設は情報通信メディアを利用した遠隔教育を通じて、専門大学または大学卒業者と同等な学歴学位が認められる生涯教育施設である。

法律的に遠隔大学はサイバー大学と放送通信大学であり、遠隔大学型の生涯教育施設は除外されるが、一般的に遠隔大学といえばサイバー大学と放送通信大学、そして遠隔大学型の生涯教育施設を指し示す概念と認識されている。引き続き2008年6月5日には、サイバー大学設立運営規定が制定され高等教育法施行令、私立学校法施行令などが一部改正されて細部事項が規定された。2008年にはサイバー大学設立および転換審査を通じて、2009年3月には11の遠隔大学型の生涯教育施設がサイバー大学に転換されて、さらにサイバー大学1校が新規設立され、12校のサイバー大学と6校の遠隔大学型の生涯教育施設となった。また2010年には、遠隔大学型の生涯教育施設であった3校(オープンサイバー大学校、デジタルソウル文化芸術大学校、ソウルデジタル大学校)がサイバー大学(四年制)となり、グローバルサイバー大学校が四年制のサイバー大学として、また、2校の二年制のサイバー大学(ヨンジンサイバー大学と韓国福祉サイバー大学)が新設されたため、現時点では、16校の四年制のサイバー大学と2校の二年制のサイバー大学との計18校のサイバー大学が存在することになる。(表4.4参照)

表 4.4 サイバー大学現況 (2010年11月現在)

区分	大学名	サイバー大学開校年 (母校の最初開校)	2010 学年 入学定員	2010.4.1 在学生数	編制定員	所在地
学士課程 (4年)	慶熙サイバー大学校	2009(2001)	3,000	9,565	11,000	ソウル
	国際デジタル大学校	2009(2003)	750	2,211	3,000	京畿
	大邱サイバー大学校	2009(2002)	1,500	3,828	4,600	慶北
	釜山デジタル大学校	2009(2002)	1,000	2,104	3,200	釜山
	サイバー韓国外国語大学校	2009(2004)	1,600	4,666	6,150	ソウル
	ソウルサイバー大学校	2009(2001)	2,900	9,596	9,700	ソウル
	オープンサイバー大学校	2011(2001)	1,000	2,155	3,000	ソウル
	世宗サイバー大学校	2009(2001)	1,460	4,939	5,360	ソウル
	円光デジタル大学校	2009(2002)	1,500	3,874	4,700	全北
	高麗サイバー大学校	2009(2001)	2,500	6,369	10,000	ソウル
	韓国サイバー大学校	2009(2001)	1,650	5,196	6,600	ソウル
	漢陽サイバー大学校	2009(2002)	3,000	11,469	10,800	ソウル

	ファッションサイバー大学校	2009	360	281	720	釜山
	デジタルソウル文化芸術大学校	2010(2002)	990	3,170	3,790	ソウル
	ソウルデジタル大学校	2010(2001)	3,000	11,026	11,100	ソウル
	グローバルサイバー大学校	2010	490	546	490	忠南
	計 16 校		26,700	80,995	93,720	
専門学士課程 (2年)	ヨンジンサイバー大学	2010(2002)	800	2,227	1,600	大邱
	韓国福祉サイバー大学	2011 開校予定	500	-	1,000	慶北
総 18 校(学士 16, 専門学士 2)			28,000	83,222	96,320	

(オ) サイバー大学と遠隔大学型の生涯教育施設

現在、サイバー大学は高等教育法第 2 条第 5 号に、遠隔大学型の生涯教育施設は生涯教育法第 33 条第 3 項に法的根拠を置いている。サイバー大学と遠隔大学型の生涯教育施設はインターネットなど情報通信メディアを通じた教育を実施するということが同一であるが、根拠法律が違うため設立基準、学事運営方法などに差があって大学院設置、外国大学との共同教育課程運営、産学協力団組織にも可否が分けられる。学生定員運営の観点からみるとサイバー大学は遠隔大学型の生涯教育施設より多様な種類の定員外募集が可能だということが大きい差異点である。サイバー大学と遠隔大学型の生涯教育施設を比較すると表 4.5 のように要約することができる。

表 4.5 サイバー大学と遠隔大学型生涯教育施設比較

区 分	サイバー大学 (高等教育法)	遠隔大学型の生涯教育施設 (生涯教育法)
目的	情報通信メディアを通じた遠隔教育で高等教育を受ける機会を付与して国家と社会が必要とする人材を養成することと同時に開かれた学習社会を具現するということによって生涯教育の発展に貢献	誰でも、いつでも、どこでも教育を受けることができる開かれた教育社会、一生学習社会建設に寄与
機関性格	専門学士学位または学士学位を授与できる高等教育機関	専門大学または大学卒業者と同等な学歴と学位を認められる生涯教育施設
メディア	情報通信メディアを通じた遠隔教育	情報通信メディアを通じた遠隔教育
設立運営根拠および学校形態	高等教育法第2条(高等教育法サイバー大学)	生涯教育法第33条(遠隔大学型の生涯教育施設)
法適用対象範囲	高等教育法および私立学校法(全面適用)	生涯教育法(高等教育法および私立学校法一部準用)
大学院設置可否	設置可能(基準充足、評価)	設置不可
入学定員(別途定員)	放送通信大学に準じて多様化	産業体および軍委託、特殊教育対象者で限定

産学協力団設置, 学校企業	設置、運営可能	設置不可	
外国大学との教育課程共同運営	高等教育法施行令 運営可能	運営不可能	
評価および財政支援など差異点	評価実施、行・財政支援多様化 法人役員就任承認取り消し可能 (すべての学校法人)	評価実施、行・財政支援弱さ 法人理事長就任取り消し権ないこと (財団法人だけ該当)	
法人管理監督根拠	私立学校法(全面適用)	生涯教育法(私立学校法一部準用)	
設立基準審査根拠	高等教育法施行令(第2条) -サイバー大学設立運営規定生涯	教育法施行令(第46条) -サイバー大学設立運営規定準用	
設 立 基 準	校舎	サイバー大学設立運営規定 最小990㎡, 入学定員1,000人ごとに495㎡ずつ拡大	生涯教育法施行令 660㎡単一規模
	教員	サイバー大学設立運営規定 学科または専攻別に最小1人以上専任教員を置くものの, 学生200人当たり1人以上確保	学科または専攻別に最小1人以上の専任教員
	収益用基本財産	サイバー大学設立運営規定 年間学校会計運営収益総額の50%に該当する価額の収益用基本財産確保、最小35億ウォン以上(保証保険不認定)	生涯教育法施行令 年間学校会計運営収益総額に該当する価額の収益用基本財産確保
財務会計運営	私立学校法(全面適用) -包括的財務会計管理、監督	生涯教育法(私立学校法一部準用) -制限された財務会計管理、監督 (財産保護, 決算報告など)	

(カ) 遠隔大学型の生涯教育施設

遠隔大学型の生涯教育施設の設置認可は生涯教育法と生涯教育法施行令に基づいて2000年から実施されており、2000年9校が最初に認可され2001年から運営され始め、2001年には6校、2002年1校、2003年1校が認可された。2004年から2006年までは審査基準に符合する機関がなくて新規認可が成り立たなかったうえ、2007年には申請機関がなくて設置審査が成り立たなかった。2008年には関連法改正で遠隔大学型の生涯教育施設のサイバー大学転換が可能になるということによって、前述したように11機関の遠隔大学型の生涯教育施設がサイバー大学に転換された。その結果2009年には6機関の遠隔大学型の生涯教育施設が運営されていたが、2010年には、そのうちの4校(オープンサイバー大学、デジタル送付文化芸術大学、ソウルデジタル大学、ヨンジンサイバー大学)が、サイバー大学となり、遠隔大学型の生涯教育施設は以下の2校のみとなった。(表4.6参照)

表 4. 6 遠隔大学型の生涯教育施設現況 (2010年11月現在)

区分	大学名	開校	2010 学年入学 定員	2010. 4. 1 在学生数	編制定員	所在地
学士課程 (4年)	ヨンナムサイバー 大	2001	600	996	2,400	慶北
専門学士課 程 (2年)	世界サイバー大	2001	1,300	2,611	2,600	京畿
合計 (2校)			1,900	3,607	5,000	

(キ) 遠隔大学の総合評価

遠隔大学総合評価は遠隔大学型の生涯教育施設運営全般に対する質保証のための評価として 2007 年に初めて 17 校を対象に実施され、2008 年には普通以下評定の 8 校に対する再評価が行われた。

遠隔大学総合評価指標は、教育課程、授業、人的資源、物的資源、経営および行政、教育成果の 6 つの領域の 95 個細部指標で構成されている。(表 4.7 参照)遠隔大学の特性を反映した客観的な評価基準設定を通じて評価の客観性および公正性を確保しようと努力している。

表 4. 7 遠隔大学総合評価指標

評価領域	評価部門	評価指標
I. 教育計画	1.1 教育目標	1.1.1.1 教育理念と目的の適切性 1.1.2.1 教育目標の適切性 1.1.2.2 教育目標設定過程の合理性 1.1.3.1 教育目標反映実績 1.1.3.2 教育目標の認知度
	1.2 教育課程	1.2.1.1 教育課程編成の適切性 1.2.1.2 教育課程の開発と特性化 1.2.2.1 教育課程運営規定と指針の適切性 1.2.2.2 教育課程運営実績
II. 授業	2.1 授業設計	2.1.1.1 授業設計過程の適切性および具体性 2.1.2.1 教科目企画書の忠実性 2.1.2.2 授業計画での忠実性 2.1.2.3 コンテンツ開発計画書の忠実性 2.1.3.1 授業設計管理体制の適切性 2.1.3.2 授業設計の文書化程度
	2.2 コンテンツ開発	2.2.1.1 コンテンツ開発手続きの適切性 2.2.2.1 コンテンツの学習効果性 2.2.2.2 コンテンツ種類の適切性 2.2.2.3 コンテンツ学習時間の適切性 2.2.3.1 コンテンツ開発管理体制の適切性 2.2.3.2 コンテンツ開発関連文書化程度
	2.3 授業運営	2.3.1.1 出席管理の厳正性 2.3.1.2 学習案内および促進活動の適切性 2.3.1.3 課題管理の適切性

		2.3.1.4 授業運営質管理の適切性 2.3.2.1 相互作用の教授-学習戦略との関連性 2.3.2.2 教員-学生相互作用の忠実性 2.3.2.3 学生-学生相互作用の忠実性 2.3.3.1 教授活動支援の適切性 2.3.3.2 学習活動支援の適切性 2.3.3.3 教授-学習支援資料の忠実性
	2.4教授-学習評価	2.4.1.1 講義評価運営程度 2.4.2.1 学習評価の合理性 2.4.2.2 学習評価の厳正性
III. 人的資源	3.1学生	3.1.1.1 学習時間の適切性 3.1.1.2 学生再登録率 3.1.2.1 学生会運営実績 3.1.2.2 学生サークル活動の忠実性
	3.2教員	3.2.1.1 専任教員確保率 3.2.1.2 学科助手確保率 3.2.2.1 担当教員の博士学位所持率 3.2.2.2 専任教員の研究実績 3.2.2.3 専任教員の社会奉仕実績 3.2.3.1 専任教員の授業負担 3.2.3.2 教員処遇の適切性
	3.3職員	3.3.1.1 一般行政職員数の適切性 3.3.1.2 コンテンツ開発人材の適切性 3.3.1.3 システム管理人材の適切性 3.3.2.1 職員研修計画の適切性 3.3.2.2 前役職員研修参加実績 3.3.3.1 職員業務扮装の合理性 3.3.3.2 職員処遇の適切性 3.3.3.3 職員厚生福祉の適切性 3.3.3.4 非正規職活用の適切性

(7) タイにおける遠隔教育の質保証

タイにおいては、1999年国家教育法および2002年改正版(第2号)第6章「教育水準及び教育品質保証」第47条により、すべての課程で教育改革が進み、カリキュラムの改善、学生に考える力、改善する力を与え、タイ文化の価値を認識させるための教育方法の改善が進められた。教育専門学校、技術専門学校が大学水準にまで向上し、民間大学の運営も様々な法的縛りから解放され、民間高等教育機関の運営の自由が与えられた。これらの変化により、高等教育機関に多様性が生まれ、拡大し、国民がより広く高等教育を受けられるようになった。しかし同時に多くの問題も発生した。つまり社会が高等教育機関出身の学生の質や水準をどのようにすれば公平に評価できるようになるかという問題である。

(ア) 国家高等教育水準枠組み (Thai Qualifications Framework for Higher Education, TQF)

タイ高等教育委員会事務局は、高等教育機関の運営管理・振興を行う組織として、タイ教育法に示された高等教育課程の国家教育水準に関する方針を高等教育機関に具体的に適用していくことを目的として国家

高等教育水準枠組み(Thai Qualifications Framework for Higher Education: TQF: HEd)プロジェクトを実施した。これは、高等教育課程教育水準枠組は学生の学習成果(Learning Outcomes)を管理すること、各分野の教育を受けた学生の質を保証し、社会、コミュニティに輩出していくこと、さらに、国内外の高等教育機関の理解を一致させ、国内外の高等教育機関と比較できる水準まで学生の学習成果が向上していることを確実にすること、が目的である。

この**国家高等教育水準枠組**の重要原則として以下の4点がある。

1. 1999年教育法および2002年改正版(第2号)、また国家教育水準および高等教育水準に整合させるため、教育水準枠組をタイ教育法、国家教育水準、高等教育水準の規定に基づく教育の質および水準の向上方針を高等教育機関において具体的に実施するためのツールとする。高等教育水準枠組は、学生が目指す学習成果の水準を満たしていることを確実にするために、カリキュラム開発、教授の教育方法の改善、学生の学習方法の改善、教育成果の測定・評価の指針を明確に定めているためである。
2. 学生の質を保証し、関係組織、関係者に学生の輩出プロセスを理解させ、信頼させるために、品質面での最低基準である学生の学習成果水準(Learning Outcomes)を目指す。これはまず、教育の成果に重点を置くことから開始する。つまり、期待される学生の学習成果水準を設定し、その後、学生が学習成果水準を達成できるようにするための教育プロセスに関連するその他要素を審査し、組織的に振興する。
3. 運用済みの規定や告示類を連動、連携させることを目指す。さまざまな課程の教育水準の意味や存在を関係者が明確に理解できるように説明することができるようにする。
4. タイの教育機関の教育水準を国内外の高等教育機関と同等に認められるものとすることを目指す。高等教育水準枠組は、すべての段階での教育実施水準を制度として定めることの一助となる。高等教育機関が多様なカリキュラムや教育プロセスを実施できるような機会を与える。

このため、すべてのレベルでの教育品質および教育水準の向上を目的として、内部品質保証制度および外部品質保証制度からなる教育品質保証制度を構築するよう定められた。これにより、2009年に教育省が「国家高等教育水準枠組」を公表し、以下の6の教育レベルを制定した。ここに、それぞれのレベルとそのレベルを終了した学生に期待される資質をリストする。

レベル1 準学士(3年)

- (1) 自由に考え、表現することができる。またグループやチームとの行動作業における関係を創造的に築き、目的を達成することができる。
- (2) 自身の持つ知識の限界や、限界のある知識を分析や解釈に利用することによる影響を認め、必要となった場合に様々なものから知識/助言を求める準備ができています。
- (3) 自身の知識やスキルを向上させるための計画作成におけるアイデアがある。
- (4) 他人に影響を及ぼす行為の結果を分類し、自身の行為の評価に道徳面、倫理面の原則を用いることができる。また自身やグループの行為に責任を持つことができる。

レベル2 学士

- (1) 個人やグループの中での問題や論点の解決におけるアイデアがある。適切な新しい選択肢を追求し、実行するうえでリーダーシップを発揮できる。
- (2) その他状況における問題や論点の解決のために自身の科目における理論や規則、研究方法について確実に理解し応用することができる。
- (3) 学術分野の問題や職業分野の問題の解決指針を検討し、提案することができる。また自身の専門分野の理論上の限界を認めることができる。

- (4) 自身の学術における発展の追求や、自身の知識・理解の向上に常に貢献する。
- (5) 学術分野や職業分野、コミュニティにおいて常に高度な倫理観、責任感を持っている。

レベル3 準修士

- (1) 科目内外の理論、実務面の知識を、問題に対する新たな意見表明に広範に応用することができる。
- (2) 業務上重要な事案やコミュニティにおいて、第三者を考慮し、価値観や倫理に整合するように重要な事案を実行する上で効率的にリーダーシップを発揮できる。第三者にとって良い模範となり、職業グループやコミュニティでの生活の中でリーダーシップを発揮できる。
- (3) 第三者が自身の職業分野の進歩に対応できるようにするために、第三者の計画作成に参加・支援する。

レベル4 修士

- (1) 常に複雑な学術分野の問題や職業分野の問題を研究し、適切な裁量により創造的に問題を解決することができる。またこれらのスキルを問題に関連する情報がない場合でも必要な状況で利用することができる。
- (2) 予見可能、予見不可能な問題の処理・解決において自由に表現することができ、第三者と共同で作業することができる。またグループの中で適切にリーダーシップを発揮できる。
- (3) 価値観の相違等、第三者が困難で複雑、機微な問題に関する措置において道德観、倫理観を持って裁量を応用できるようにするためにフォローし、熱心に支援する。
- (4) 自身による知識研究に対して全面的に責任を負い、第三者に対する継続的職業分野の改善の機会提供や支援においてリーダーシップを発揮できる。

レベル5 準博士

- (1) 自身の専門分野での問題の分析・解決に最新の知識や研究成果をもとにした確実な理解を活用できる。
- (2) 各種問題の処理において、自身の判断および助言に対して責任を負い、適切に自身の専門分野内外で第三者と連携・協力することができる。自身の職業分野のナレッジベースや経験を維持し、より広範に拡大するために実施する自身の活動やグループの活動に参加する。また共同作業者の継続的改善においてリーダーシップを発揮し、支援する。
- (3) 価値観の相違等、第三者が困難で複雑、機微な問題に関する措置において道德観、倫理観を持って裁量を応用できるようにするためにフォローし、真摯に支援する。

レベル6 博士

- (1) 自身の職業分野の知識や行動を発展させるために高度な知識および／もしくは理解を応用することができる。また知識や理解、戦略を向上させるために精一杯支援することができる。
- (2) 重要問題の解決で自身の学術分野においてリーダーシップを発揮できる。また学術分野の専門家グループや非専門家グループに効率的に意見や結論を示すことができる。
- (3) 学術分野や職業分野における複雑な倫理面の問題を確実かつ迅速に処理することができる。またコミュニティに影響を及ぼす問題の解決のために適切な選択肢を創造することができる。

(イ) 国家高等教育水準枠組みに基づく実施指針

教育省はこの「国家高等教育水準枠組みに基づく実施指針」を発表し、その中で、大学機関のカリキュラムの質保証について以下のような指針を述べている。

- 高等教育機関は、カリキュラムの質およびすべてのカリキュラムの継続的教育実施について保証する。保証は、次の通り実施する。
 - 1 国家高等教育水準枠組に基づく実施を反映する評価指標及び評価原則を定める。
 - 2 カリキュラムの内部品質保証制度に従い内部品質保証を行う。
 - 3 高等教育機関議会、高等教育委員会、一般大衆に向けて実施結果を報告する。
 - 4 評価結果をもとにカリキュラムを改善し、質を高め、常に最新であるようにする。
- 高等教育委員会事務局は、高等教育機関がカリキュラムを開講した場合、次の原則に従いカリキュラムの半期ごとに新カリキュラム／改善後カリキュラム及び国家高等教育水準枠組を公表する。
 - 1 開講前に高等教育機関議会の承認を得て、高等教育機関議会の承認から 30 日以内に高等教育委員会事務局に届出たカリキュラムを開講する
 - 2 内部品質保証と整合のとれたカリキュラムの詳細に規定した指標に基づく内部質評価結果は、平均点が国家高等教育水準枠組に従い開発されたカリキュラムの開講から2年連続で「良」以上でなければならない。ただし分野／専門科目の教育水準が追加の指標および／もしくは評価原則を定めているカリキュラムの場合はこれを例外とする。質評価結果は分野／専門科目の教育水準で定めた原則に準拠していなければならない。この原則に準拠している場合には公表される。カリキュラムの半期が1年もしくは1年未満の場合、同一の原則により開講初年度の内部質評価結果を審査する。
 - 3 公表されていないカリキュラムの場合、高等教育機関は、評価結果をもとに高等教育委員会が定めた条件に従い改善する。
 - 4 カリキュラムが公表されている場合、高等教育機関は、質が常に水準を満たすよう管理しなければならない。内部質評価結果の平均点は、公表後は毎年「良」以上もしくは分野／専門科目で定めた水準以上でなければならない。高等教育機関のカリキュラムの質評価結果が規定を満たさないことが判明した場合、高等教育委員会事務局は、高等教育機関が高等教育委員会の条件に従い改善するまで、カリキュラム公表取消審査のために高等教育委員会に提案する。この教育の質保証のプロセス全体を図 4.4 教育水準枠組に基づく教育の質の向上手順図に示す。

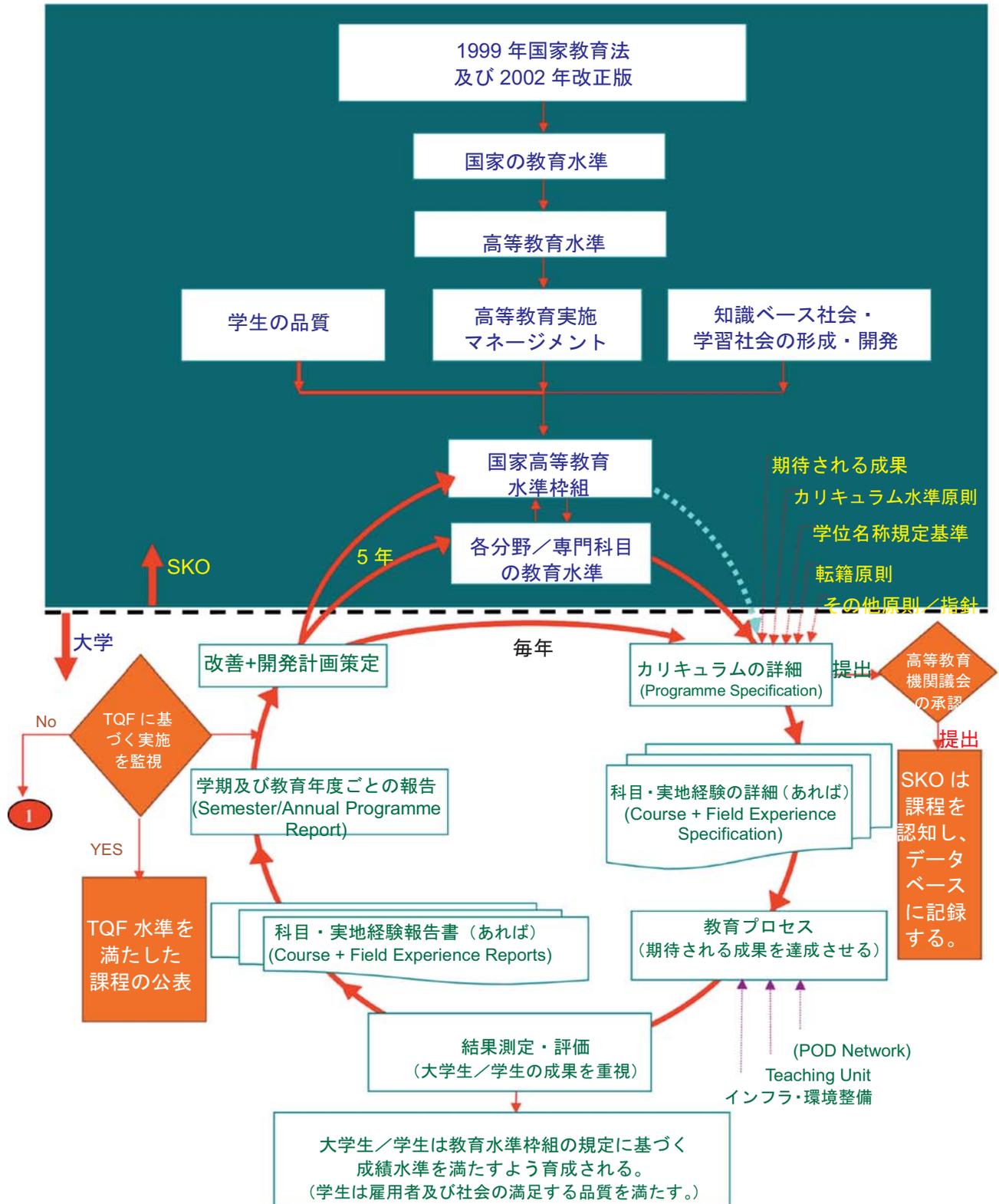
質の水準を満たしたカリキュラムは、**公開用カリキュラムデータベース(Thai Qualifications Register: TQR)**に登録され、カリキュラムが公開された後、該当高等教育機関は質が維持されるよう管理・監督しなければならない、とある。内部質評価結果は、公開後は毎年、「良」以上の平均得点を獲得していなければならないか、分野／科目の教育水準に準拠していなければならない。高等教育機関のカリキュラム質評価結果が規定通りでないことが判明した場合、高等教育委員会事務局は、高等教育機関が高等教育委員会の条件に従い改善するまでカリキュラムの公開取消を検討するために高等教育委員会に提案する。(タイ高等教育委員会、2009)

(ウ) タイ・サイバー大学 (TCU)

タイの大学におけるオンライン教育の国家的取組みとして、タイ・サイバー大学(TCU)プロジェクトがある。これは、1999年に公布された教育法に基づいて、タイにおける教育機会の拡大のためにタイの教育省高等教育局が始めた Inter-University Network (UniNet)によるものである。UniNetは、24の既存の公立大学をリンクすることを目的として設立されたものであるが、その後リンクは100余りの私立大学にも及び、2005年には、タイ・サイバー大学(TCU)として遠隔教育のシステム・リソース・サービスを提供するプロジェクトとなった。これは10年のプロジェクトであり、最初の5年はeラーニングのコンテンツとシステムの研究開発と制作にあった。このプロジェクトにより、多数のeラーニングのコンテンツが制作され、提供されていると共に、チュラロンコン大学でのeラーニング研究の成果を基に開発されたeラーニングシステム TCU-LMS を無料でタイ国内の教育機関

に提供しているとともに Moodle のカスタマイズも行っており、タイ国内の多くの大学で採用されている。

現在、タイ・サイバー大学(TCU)は、第 2 期に入っており、コンテンツやシステムといったハード面での拡充から、遠隔教育の質保証の研究に焦点を移しており、高等教育のみならず生涯教育における ICT 活用のベストプラクティスを提供している。また、e ラーニングマネージャー・教育実践者・コース制作者などの e ラーニングの専門家の養成にも力を入れており、多数のオンラインコースを提供している。



① KK.O.は改善原則を定める。

図 4.4 教育水準枠組に基づく教育の質の向上手順図

4.5 まとめ

諸外国の遠隔教育における質保証に関しては、(1)遠隔教育も通常の教育の一環として捉え、遠隔教育に対して特別な質保証の枠組みを設けない国や地域、と(2)遠隔教育と対面教育を明確に分けて、それぞれ異なる質保証の枠組みを設けている、という2つのグループに分けることができると考えられる。

欧州においては、ヨーロッパ高等教育圏(European Higher Education Area)の構築により、欧州全体での高等教育の質保証の枠組みが、「欧州高等教育における質保証のための基準と指針(Standards and Guidelines for Quality Assurance in the European Higher Education Area, ESGs)」という形で発表されているが、それにおいては、遠隔教育を特別に扱っている記述はない。欧州遠隔教育大学連盟(EADTU, the European Association of Distance Teaching Universities)や欧州 e ラーニング質保証推進団体である EFQUEL (European Foundation for Quality in E-Learning)、ICDE(International Council of Distance Education)といった任意団体で質保証の枠組みを開発し、それに基づいた質保証の監査を行っている。

英国においても、国立大学の評価において遠隔教育と対面教育の区別はなく、QAA (Quality Assurance Agency for Higher Education: 高等教育質保証機構)が教育の質の評価を行っており、英国オープン大学も通常と同じ評価基準で評価されている。私立の教育機関に関してはBAC(British Accreditation Council)が、私立の遠隔教育の教育機関に関してはODLQC(The Open and Distance Learning Quality Council)が質保証の監査を行っているが、英国には私立の大学がほとんどないため、これらの質保証機関は、専門学校や職業訓練学校、又は企業内教育プログラム、といったものを対象に質保証の評価を行っている。英国の大学において遠隔教育に特化した質保証の枠組みは無いが、QAAが2004年にCode of Practice(実践規範)というものを発表し、その中の第2章で“Collaborative provision and flexible and distributed learning (including e-learning)”という章を設けており、遠隔教育を含むFDL(flexible and distributed learning)というものに対する実践規範を示しており、2010年10月にはその改訂版が発表されている。この改訂版の特徴は、質保証を従来のインプットの視点から、アウトカムの視点へと変更するガイドラインとなっていることである。

米国においては、連邦政府が遠隔教育プログラムの学生の財政支援に関して様々な法規制を設けてきたが、遠隔教育の質保証という意味では、米国各地にあるそれぞれの地域認証評価団体や科目別認証評価団体に、一任している。また、こういった認証評価団体においてもDETC(Distance Education Training Council)以外は、遠隔教育に特化して質保証を行っているということはない。しかしながら、機関レベルの自主努力として、メリーランド大学が開発したQuality MattersやAlfred P. Sloan財団の助成で開発されたSloan-C Quality Frameworkといった枠組みを用いて、ICTを活用した遠隔教育について質保証を行っている機関も少なくない。

オーストラリアの大学においても、遠隔教育は通常の教育の一環として位置づけられており、遠隔教育に特化した監査や質保証は行われていない。しかしながら、職業訓練においては、Flexible Learning Frameworkというeラーニングコンテンツの質保証のための体制が整っており、様々なeラーニングのコンテンツを提供・共有している。

韓国においては、2001年に生涯教育法のもとで、インターネットを介した遠隔教育を行う幾つかのサイバー大学が設立されたが、2005年になってこのサイバー大学が提供する教育の質が問われ始め、2006年からサイバー大学の質保証の制度的な枠組みが設定されるようになった。遠隔大学独自の評価指標も開発され、2008～2009年には、その評価指標に基づいた監査もなされ、その結果が公表されている。

タイにおいてもタイ・サイバー大学(TCU)という、国家的取組みが2005年から始められており、教育におけるICT活用、特にインターネットを介した遠隔教育による教育機会の拡大という目的で、遠隔教育の様々な側面での研究開発を進めている。その中で、eラーニングの教育実践の質保証が、現時点での大きな課題であり、質保証のためのガイドラインを開発しているところである。タイでは、高等教育全体においても、国家高等教育水準枠組みが2002年に改定されて以来、欧州のようにインプットではなくアウトカムに基づく高等教育の

質保証を推進するべき、様々な改革が行われているところである。

このように、韓国で遠隔教育大学の質保証が通常の大学とは別個に行われているのと、米国の一部の遠隔教育大学においては DETC という遠隔教育の教育機関に特化した認証評価団体による監査が行われているのを除いては、欧州・英国・オーストラリア・タイ、いずれの国や地域において遠隔教育ということで特別の質保証の枠組みを設けているわけではなく、遠隔教育も教育の一環として取り扱われていることがわかった。多くの任意団体や機関の自主努力で(特にインターネットを介した)遠隔教育に特化した質保証に取り組んでいることも見受けられた。

対面教育においても ICT 活用が進み、ブレンデッド教育やハイブリッド教育と言われるように遠隔教育と対面教育の境界がはっきりとしなくなってきた今日の教育実情において、遠隔や対面といった教育の手段で分けて教育の質保証をすることに対して、見直しの時期にきているともいえよう。教育は教育であり、手段ではなく、教育のアウトカムの質が問われる時代になってきているのである。

<参考資料>

イ・インスク、ソ・スンシク、キム・ジェウン. (2009) サイバー大学の学生定員管理方法に関する研究 [和訳]. 研究報告 CR 2009-10. 韓国教育学術情報院 (KERIS).

イ・ファグック他. (2006) 遠隔大学における評価指標の開発研究 [和訳]. 研究報告 CR 2006-41. 韓国教育学術情報院 (KERIS).

タイ高等教育委員会. (2009) 国家高等教育水準枠組みに基づく実施指針 [和訳]

QAA. (1999). Guidelines on the quality assurance of distance learning. Available at

<http://www.qaa.ac.uk/academicinfrastructure/codeofpractice/distancelearning/contents.asp>

QAA. (2004). Code of practice for the assurance of academic quality and standards in higher education. Available at

<http://www.qaa.ac.uk/academicinfrastructure/codeofpractice/default.asp>

QAA. (2008). Outcomes from institutional audit: Institutions' support for e-learning. Second Series. Available online at

<http://www.viper.upc.umu.se/viper/resources/Workshop-Materials/DOCUMENTS%20%20MATERIALS/QAA.COP2004.pdf>

QAA. (2010). Collaborative provision and flexible and distributed learning (including e-learning) – Amplified version. In *Code of practice for the assurance of academic quality and standards in higher education*. Available online at

<http://www.qaa.ac.uk/academicinfrastructure/codeOfPractice/section2/collab2010.pdf>

Tia, L. & Zhang, T. (2010). Examining quality culture: Part 1 – Quality assurance processes in higher education institutions. EUA Publications 2010. Available online at

http://www.eua.be/Libraries/Publications/Examining_Quality_Culture_Part_1.sflb.ashx